

東北町地域計画変更案

【案件１】 地域計画区域内に設置された営農型太陽光発電設備に係る農地の一時転用許可の期間満了に伴う再許可について

- ・次の一時転用許可申請について、再許可にあたり地域計画の達成に支障が無いことを確認し、協議の場の取りまとめ様式に明記し、公表する。

当該農地の所在地等 ： 東北町字土場川194番1 田 1,204㎡

〃 194番2 田 1,384㎡

転用期間 ： 許可の日から3年間

（協議の概要・理由）

- ・地域計画の策定前から設置されている営農型太陽光発電設備に係る農地については、一時転用許可の期間満了における再許可時に、協議の場で当該設備の継続について協議し、取りまとめに問題ない旨を記載し、公表する必要がある。

【案件２】 農地転用に係る農地を地域計画から除外することについて

- ・次の農地を、東北町地域計画から除外する。

	当該農地の所在地等		
1	東北町大字大浦字白旗 35番、50番、51番1、51番2、 54番2、55番1	田	計 2,617㎡
2	東北町大字上野字北谷地 10番2	田	1,931㎡
3	東北町大字大浦字久保頭 4番7	畑	3,115㎡

（変更の概要・理由）

- ・令和7年6月30日時点で農用地からの除外申請（許可後に農地転用申請予定）が2件、農用地からの除外を要しない農地転用申請が1件あり、いずれも許可される見込みであることから、事前に地域計画を変更（当該農用地を地域計画から除外）する必要がある。